

大府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大府市公平委員会委員長 石 原 祥 孝

大府市公平委員会規則第 1 号

大府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年大府市公平委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
機関	職	機関	職
略	略	略	略
市長部局	部長 担当部長 参事 次長 調整監 <u>推進監</u> 課長 室長 担当課長 主幹 課長補佐 室長補佐 副主幹 指導保育 士 <u>人事政策係長</u> 企画政策係長 <u>財務</u> <u>政策係長</u> 管財係長 <u>秘書室の主査、主</u> <u>任、主事及び主事補</u> <u>人事政策課の主</u> <u>査、主任、主事及び主事補</u> <u>政策法務推</u> <u>進室の主査、主任、主事及び主事補</u>	市長部局	部長 担当部長 参事 次長 調整監 課長 室長 担当課長 主幹 課長補佐 室長補佐 副主幹 指導保育士 <u>秘書係</u> <u>長</u> <u>人事係長</u> 企画政策係長 <u>政策法務</u> <u>係長</u> <u>財政係長</u> 管財係長 <u>秘書人事課</u> <u>の主査、主任、主事及び主事補</u> <u>政策法</u> <u>務係の主査、主任、主事及び主事補</u>
備考	略	備考	略

改正後	改正前																								
別表第 2（第 2 条関係）	別表第 2（第 2 条関係）																								
<table><tr><th>機関</th><th>職</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>こども交流センター</u></td><td>館長</td></tr><tr><td><u>こども幸齢者交流センター</u></td><td>館長</td></tr><tr><td><u>こどもステーション</u></td><td>所長</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	機関	職			<u>こども交流センター</u>	館長	<u>こども幸齢者交流センター</u>	館長	<u>こどもステーション</u>	所長			<table><tr><th>機関</th><th>職</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>児童センター</u></td><td>館長</td></tr><tr><td><u>児童老人福祉センター</u></td><td>館長</td></tr><tr><td><u>子どもステーション</u></td><td>所長</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	機関	職			<u>児童センター</u>	館長	<u>児童老人福祉センター</u>	館長	<u>子どもステーション</u>	所長		
機関	職																								
<u>こども交流センター</u>	館長																								
<u>こども幸齢者交流センター</u>	館長																								
<u>こどもステーション</u>	所長																								
機関	職																								
<u>児童センター</u>	館長																								
<u>児童老人福祉センター</u>	館長																								
<u>子どもステーション</u>	所長																								

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、同年10月 1 日から施行する。